

生殖補助医療の法制化に関する 日本医師会生殖補助医療法制化検討委員会の提案

1 趣旨

生殖補助医療技術の進歩は近時、急速に進み、その実施体制の整備、安全性、倫理性の確保を図る観点から、法律による規制が必要と考えられる。生殖補助医療は、夫婦間で実施されるものと、夫婦間以外の第三者の精子、卵子等の提供を受けて行われるもの(いわゆる特定生殖補助医療)に大別されるが、ここでは、それらすべての生殖補助医療に適用しうる包括的な規制を提案することとし、後者については、別途、立法に向けた検討が進められる必要があることを指摘しておく。

具体的な法律提案の内容としては、生殖補助医療全般を規制するという目的に照らして、最低限必要な事項を概括的に定めることとする。すなわち、①生殖補助医療を受ける夫婦とこれによって出生した児との親子関係の確定に関する法律を設けること、②生殖補助医療を実施することができる医師、医療機関の指定に関する規定を法律に明記すること、③人の尊厳を侵すことのないよう、人の精子、卵子、受精卵の売買を禁止することの三点を基本的な内容とすべきである。法制化にあたっては、上記三点を規定した内容の「生殖補助医療の実施に関する法律」案を作成することが適当である。

以下、三つの提案事項について、個々に概要を示す。

2 親子関係に関する特例法の制定

いわゆる「分娩者=母」ルールおよび父性推定の原則を、生殖補助医療技術によって生まれた子に対して徹底されるよう、下記の趣旨の特例法を設ける。

生殖補助医療技術により懐胎し出産した者が母である。当該生殖補助医療の実施を依頼し同意した夫が父である。

3 生殖補助医療指定医制度の創設

生殖補助医療実施の安全性、信頼性を確保するために、生殖補助医療を実施することができる医師を、法律上の指定を受けた医師に限ることとし、指定医以外による生殖補助医療の施術を禁止する。指定の方法は、現在の母体保護法にもとづく指定医制度の手法に倣うこととする。

法律では指定医制度の概略を定めるにとどめ、これ以外の生殖補助医療の実施に係わる詳細な行為規制は、法律ではなく、学会等が定めるガイドライン等に準拠することとする。

また、指定医制度の運用、指定医の研修、倫理面を含めた資質の維持、向上等に係る方策についても、別途ガイドライン等において定められる必要がある。

4 人の精子、卵子、受精卵の売買の禁止

生殖補助医療の技術が普及するにつれ、これに用いる精子、卵子、受精卵が経済的取引の対象とされる事態が想定される。しかし、人の生命の起源とも言えるこれらの人由来の精子、卵子、受精卵は、人体と同等の尊厳をもって取り扱われる必要があり、これを売買の対象とすることは厳しく禁止されるべきである。同趣旨の規定は、臓器の売買を禁じた臓器移植法 11 条(同 20 条で 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれらを併科)などに見ることができ、人の精子、卵子、受精卵の売買に関与した者に対しても、刑事罰をもって処断されるよう、適切な形式の法律を設けるべきである。

5 具体的な法律案要綱のイメージ

別紙参照

生殖補助医療の実施に関する法律案 要綱骨子(案)

第1 目的

この法律は、生殖補助医療が、妻が子を懐胎することが困難な夫婦にとって医学的に対応するための重要な手段となっていること、長年にわたり生殖補助医療によって数多くの子が出生してきていること等に鑑み、生殖補助医療について必要な事項を定めることにより、生殖補助医療の適正な実施に資することを目的とすること。

第2 定義

- 1 この法律において「生殖補助医療」とは、夫婦双方の意思表示と同意にもとづいて、人工授精、体外受精等の医学的技術を適用することをいうこと。
- 2 この法律において「夫婦」「夫」および「妻」とは、婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。【国民年金法第五条8を援用】

第3 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例

生殖補助医療技術により出生した子については、分娩した女性を母とし、当該生殖補助医療の実施を依頼し同意した夫を父とする。

第4 生殖補助医療指定医制度の創設

- 1 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会もしくは母体保護法第40条に定める「特定法人」たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という)は、依頼夫婦の同意を得て、生殖補助医療を行うことができること。
- 2 指定医師は、生殖補助医療を行った場合は、その年の施術の結果を取りまとめて、都道府県知事に届け出なければならないこと。
- 3 生殖補助医療の施行の事務に従事した者は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後においても同様とすること。
- 4 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖補助医療を行ってはならないこと。

5 人の精子、卵子、受精卵の売買禁止

- 1 何人も、人の精子、卵子、受精卵を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求若しくは約束をしてはならないこと。
- 2 何人も、人の精子、卵子、受精卵の提供を受けること若しくは受けたことの対価として、財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならないこと。